

# 委 託 契 約 書 (案)

## 名 称 万田坑及び関連施設等案内システム開発業務委託

平成 27年 月 日から

履 行 期 間

平成 28年 3月 31日まで

### 委 託 業 務 料

千 ￥	百	拾	万	千	百	拾	円
--------	---	---	---	---	---	---	---

うち取引に係る消費税及び地方消費税 円

上記の業務について、委託者荒尾市を甲とし、受託者＊＊＊＊＊を乙として、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項及び上記内容によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作り、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

平成 28年 月 目

委託者（甲）荒尾市

代表者 荒尾市長 山下慶一郎 (印)

受託者（乙） \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

(総 則)

第1条 乙は、頭書の委託業務料（以下「委託業務料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）に仕様書に基づく頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、甲、乙協議して定める。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

2 甲は、この契約の成果品を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができる。

(再委託等の禁止)

第3条 乙は、委託業務の処理の全部若しくは大部分を一括して他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(委託業務の調査等)

第4条 甲は、必要と認められるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第5条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託業務料又は履行期間を変更する必要があるときは、甲、乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。この場合の賠償の額は、甲、乙協議して定める。

(損害経費の負担)

第6条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責に帰する事由による場合においては、その損害のために必要を生じ

た経費は、甲が負担するものとし、その額は、甲、乙協議して定める。

(検査)

- 第7条 乙は、業務を完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。
- 2 前項の規定による通知を受けたときは、業務の完了を確認するための検査をしなければならない。
- 3 乙は、業務が前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して乙の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了みなして前2項の規定を準用する。

(委託料の支払)

- 第8条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、委託業務料の支払を請求することができる。
- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

(甲の解除権)

- 第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 乙の責に帰すべき事由により、履行期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由がなく乙が委託業務に着手しないとき。
- (3) 第2条、第3条又は第11条の規定に違反したとき。
- (4) 乙の役員等が、荒尾市契約等における暴力団等排除に関する措置要綱（平成24年告示第36号。以下「要綱」という。）第2条第4号及び第5号に規定する暴力団等又は暴力団等関係者若しくは要綱第4条に規定する排除措置の要件に該当すると認められるとき。
- (5) 乙が、次条に規定する事由以外の事由によりこの契約の解除を申し出たとき。
- (6) 前各号のほか、乙がこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除されたときは、委託業務料の10分の1を違約金として甲の指定する期限までに納付しなければならない。
- 3 甲は、第1項の規定による場合のほか、必要があるときは、乙と協議してこの契約を解除することができる。
- 4 前項の規定によりこの契約を解除したときは、甲はこれによって生じた乙

の損害を賠償しなければならない。この場合において、その賠償の額は、甲、乙協議して定める。

(乙の解除権)

第10条 乙は、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定により業務内容を変更したため、委託業務料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 甲が、この契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不能となるに至ったとき。

2 前項の規定によりこの契約を解除したときは、前条第4項の規定を準用する。

(秘密の保持)

第11条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(契約外の事項)

第12条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲、乙協議して定めるものとする。